

講演を行う連合神奈川・林事務局長。(右は綿引議長)



しばしば「無関心ではいられても、無関係ではいられないのが政治」と言われます。では労働運動は政治に対し、どのような立場で相対するべきなのでしょう？
その理解をより深めるために、連合神奈川の林事務局長をお招きし、学習と意見交換を行いました。
まず林事務局長は、連合本部作成の学習資料で「私たちの暮らしと政治・基礎編」を紹介。政治が如何に

5月19日

労働運動と

政治の関わりを学ぶ

役員・議員団研修会を開催

毎年恒例の役員・議員団研修会を5月19日、いこいの村あしがらにて開催しました。



私たちの働き方や医療・年金などの社会保障制度を含めた日常生活に大きな影響があるのか、組合役員が組合員に分かりやすく伝える際のポイントを、説明いただきました。

続いて話は、林事務局長独自の資料である「実践編」へ。昨年夏以来、極めて流動的になっている現在の政

2019年度
に向けた

政策・制度要求と提言を

策定します

県中央地域連合は毎年秋、次年度に向けた提言書を、座間市・海老名市・綾瀬市・大和市に提出しています。
今年度も組織内・推薦議員との意見交換を踏まえながら、内容の精査を行っていきます。働く仲間の声を反映したものにするべく、ぜひ皆さんから市政へのご意見を、各組役員を通じて、県中央地域連合にお寄せください。



昨年秋の提言書提出風景



活発に交わされた意見交換

タオル一本運動



メーカーに持ち寄ったタオル447枚を、6月4日、県中央労福協、大島会長より、海老名市社会福祉協議会に寄贈しました。



右 県中央労福協 大島会長
左 海老名市社会福祉協議会 河野会長



「畑野課長、遠藤座間市長、内野海老名市長、井上大和市副市長、見上綾瀬市副市長ら、多くの来賓の皆様から激励のご挨拶をいただきました。
また地域作業所のバザーも賑わい、恒例の綾北中マーチングバンド部の演奏にも会場を盛り上げていただきました。



綾北中マーチングバンド部

青空のもと

第89回

県中央地域メーデー

1200名が東柏ヶ谷近隣公園に集まり、労働者の祭典であるメーデーが開催されました。
連合神奈川からは蓼沼副会長、かながわ労働センタ



4月28日

みんなの力で街を美しく！ 環境クリーンキャンペーン



保存林はゴミ捨て場ではありません

5月27日、県中央労福協とともにクリーンキャンペーンを行いました。

当日は47名が大和市役所に集合。大和市の川口環境農政部長の激励を受けた後、2コースに分かれて作業を開始しました。小田急線の線路脇や東名高速道路の高架下、保存林など人家か

ら離れている場所にはどうしても投棄されたゴミが。一人ひとりの心掛けがいかに大切かを痛感させられました。

9月には座架依橋付近の相模川河川敷クリーン作戦にも参加予定。くれぐれもB B Qの後始末に注意しましょう



作業終了後、全員で

県中央労福協

第7回総会を開催



5月30日

5月30日、県中央労福協の第7回総会が海老名市文化会館にて開催され、県中央地域連合も団体会員の一員として参加しました。総会では昨年度活動報告と今年度方針のほかに、結成以来、暫定的とされていた会費納入方法などの検討委員会設置が決定されました。



第7回総会 会場風景

た。今後も地域における労福協の発展が望まれます。

2018 県央地区教育懇談会

知ろう！ 語り合おう！

7月26日(木)
18:00~
海老名市文化会館

子どもの貧困

県中央地域連合も参加する実行委員会の主催です。どなたでも参加可。問合せは県中央地域連合に。

これでいいの？ 先生の働き方

湘北教職員組合

土谷政巳書記長に聞く



働き方改革が言われる中、教員の過重労働も問題となっています。その制度や実態についてお話を伺いました。

Q. 教員には残業手当が無いというのは本当ですか？

本当です。給特法という法律で「残業手当は支給しない」「賃金に4%を上乗せする」とされています。

Q. では無制限に残業させられてしまうのですか？

さすがに給特法に付随する政令で、時間外勤務を命じる事ができるのは「修学旅行などの行事」「災害や子どもに関わる緊急時」等4要件のみとされています。

Q. その場合も残業手当は出ないのですか？

出ません。ただし修学旅行などでは特殊勤務手当が支給されます。

Q. ちなみにその金額は？

3400円です。早朝に出発し深夜の見回り等も行う一泊二日の修学旅行に付き添って、これですべてです。

Q. 夜、学校の前を通ると遅くまで電気がついていますが、あれは残業ではないのですか？

残業と言えは残業ですが、そもそも教員には時間外勤務を記録する正式な帳簿はありません。ですから遅くまで学校で仕事をして「自発的にやっていること」と見なされています。

Q. 勤務時間内に仕事は終わらないものなのですか？

T Vドラマのイメージでは放課後の先生はマルつけだと思えます。しかし3時半過ぎに子ども達が下校した後、行事や学習進度の打合せ、また各々が校務分掌という役割を持っていますから、勤務時間内にマルつけや授業準備を終わらせるのは無理難題です。

Q. 今さらですが勤務時間は何時間ですか？

他の県職員と同じ7時間45分です。ただし休憩時間は1時間ではなく45分です。

Q. 休憩が45分ではきつくないですか？

特に小学校の場合、昼は給食や清掃の指導があつて

休憩時間を設定できません。放課後に休憩時間を設けている学校も多いですが、それなら「勤務の終わりが15分後ろになるより45分でもいいや」という実態です。なぜなら、その45分の休憩時間にもマルつけ等を行っている状況だからです。

また中学校には部活指導があります。

Q. 休日にも部活動があると思いますが、どう扱われているのですか？

やはり給特法で「休日手当は支給しない」となっています。ただし特殊勤務手当が出ますが、指導の時間を時給換算すると最低賃金には遥に及びません。

Q. 解決策はないんですか？

学校内でも会議等の精選や効率化、また時間外勤務を記録しての客観化などを重ねています。

ただ複雑化・多様化する社会的要請への対応も求められており、学校内の努力だけでは抜本的解決の道すじは見えません。教職員定数の見直し、また学校は何をどこまで担うべきなのかについて社会的議論を期待するところです。



先生が疲れてちゃ、いい授業できないネ！